

# 令和8年度 学校いじめ防止基本方針

静岡県立するが視覚総合特別支援学校

## 第1章 基本的事項

### 1 いじめの定義

幼児児童生徒に対して、当該幼児児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該幼児児童生徒と一定の人的関係にある他の幼児児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、盗まれたりする
- ・金品を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた幼児児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあることを意識し、いじめであるかを判断する際に、心身の苦痛を感じるものだけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その幼児児童生徒や周りの状況等をしっかり確認することも必要である。

### 2 いじめの理解

いじめは、どの幼児児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。特に嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの幼児児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に

いじめを許容しない雰囲気形成されるようにする必要がある。

### 3 いじめの基本的な考え方

#### (1) いじめの未然防止

学校生活全体を通して、自尊感情や規範意識を高めるとともに、互いを尊重し合う人権感覚を育てることが重要である。そのためにも、教職員は幼児児童生徒との信頼関係を築き、安心して自分を表現できる環境作りに努める必要がある。また、家庭においても、幼児児童生徒との関わりや対話を大切にし、幼児児童生徒が安心感や信頼感がもてるような場であるよう、学校と家庭との連携を図り、幼児児童生徒の健全な成長を育んでいくようにする。

#### (2) いじめの早期発見・早期対応

学校においては、いじめのサインとなる幼児児童生徒のわずかな変化を見逃さず、それを手がかりにしていじめを見つけていく。また、定期的なアンケート調査を実施し、積極的ないじめの発見に努めるようにする。家庭においても、日頃の対話や態度などから児童生徒の変化を捉え、早期発見に繋げるようにする。

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように学校、家庭が連携して速やかに協力し対応していくようにする。その場合、状況を十分に把握した上で、いじめられた幼児児童生徒の支援、いじめた幼児児童生徒やその周囲の幼児児童生徒への指導なども、具体的な取組を確認して対応していく。

#### (3) 関係機関等との連携

いじめの問題において、学校、家庭等での連携・協力だけでは十分対応できない場合や、解決に向けて状況が変わらない場合などには、警察や児童相談所、医療機関等の専門機関と連携して対応していく。

#### (4) いじめの「解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安とし止んでいる、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと、の2点が満たされていることを指す。いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要である。

## 第2章 いじめ対策のための組織

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### 1 目的

いじめの防止及び早期発見に取り組み、在籍幼児児童生徒に対するいじめが発見された場合には、的確な状況把握に努めるとともに、その対応については家庭や地域、必要に応じて他の関係諸機関と連携・協力し、適切かつ迅速に対応する。

## 2 構成員

○委員長：校長

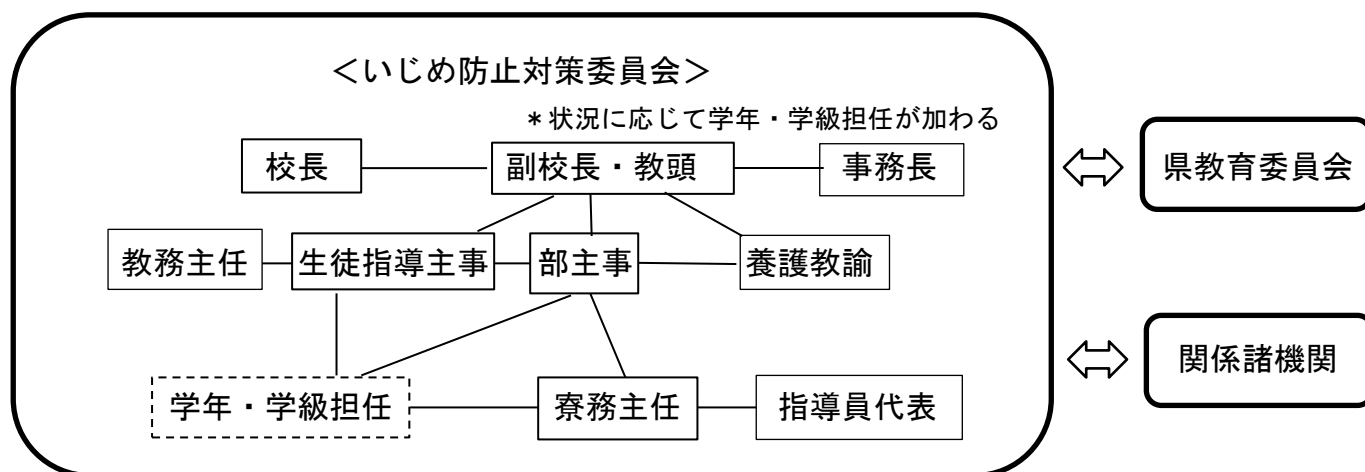
○委員：副校長、教頭、事務長、部主事、教務主任、生徒指導主事、寮務主任、養護教諭、宿舎指導員代表

## 3 業務内容

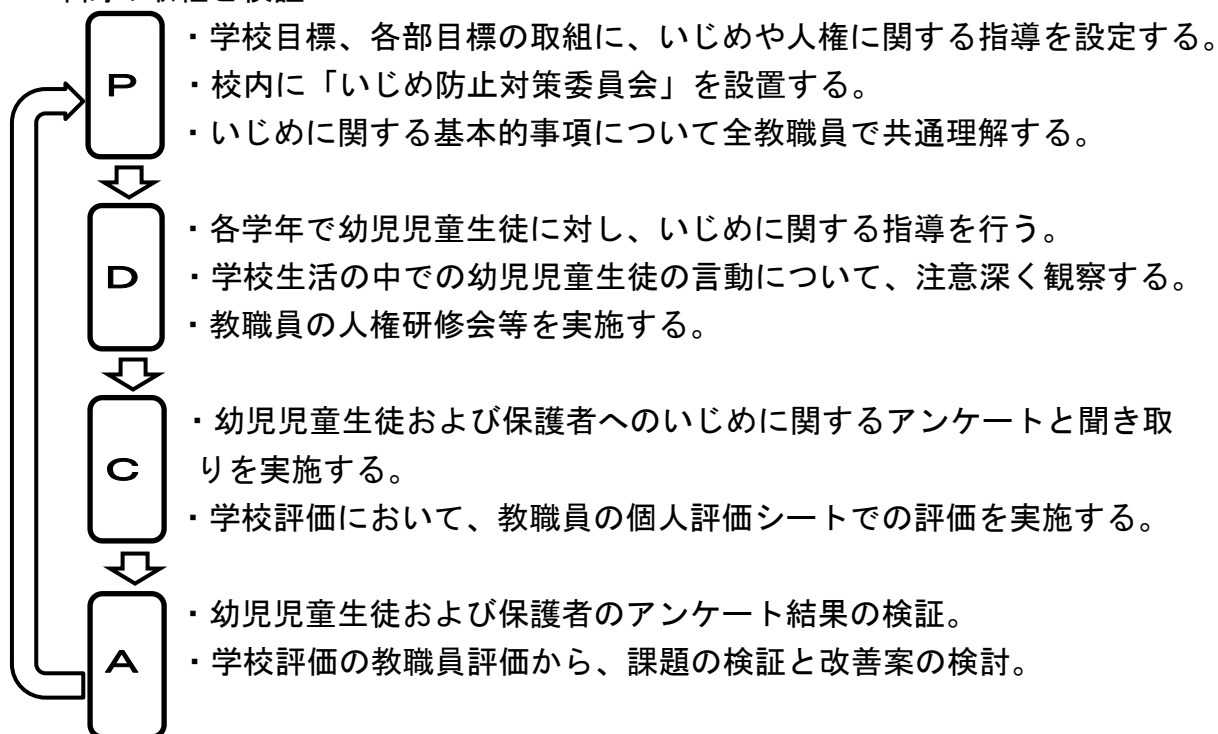
全教職員に対し、幼児児童生徒への健やかでたくましい心の育成に向けた適切な指導や、いじめの防止及び早期発見に向けての対応について周知する。

幼児児童生徒及び保護者にいじめに関するアンケート調査を実施する。

いじめが認められた場合は事実関係を明確にし、状況を正確に把握した上で、その対応について協議する。



## 4 年間の取組と検証



### 第3章 いじめ防止のための対策

#### 1 信頼感を高める人間関係づくり

教職員と幼児児童生徒、幼児児童生徒同士、寄宿舎指導員と舎生、舎生同士等の信頼関係を高められるよう、コミュニケーションを取り合い、何でも話せる雰囲気づくりや自分を表現できる集団づくりに努める。

#### 2 幼児児童生徒への指導

道徳や学級活動等の時間を活用し、自他ともに認め合う人権感覚や、きまりを守ろうとする規範意識、命を大切にする気持ちを育てる。また、学校生活の様々な場面をとらえて、幼児児童生徒の言動について指導をしていく。特に、視覚障害においては、周囲の雰囲気をとらえることが難しいため、その場面と言葉や行動の関係について、細かく説明しながら知らせていき、適切な言動がとれるようにする。

#### 3 教職員のいじめに対する意識向上

いじめは、どの幼児児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。その認識を常に持ち続けるとともに、人権に関する校内研修会の実施や、校外における人権に係る研修会への参加、いじめに関する資料配布等を行い、教職員のいじめに対する意識の向上を図る。

#### 4 家庭や他関係機関との連携・協力

家庭が幼児児童生徒にとって、安心感や信頼感の持てる場所であるよう保護者に協力を仰ぐとともに、日頃の学校と家庭での様子について情報を共有し、幼児児童生徒の健全な成長に向けて連携を図る。

#### 5 情報モラルに関する指導

インターネットやパソコン、携帯電話等の使い方及びそれらの利用に関するマナーについて指導する。

### 第4章 いじめの早期発見

#### 1 日常の行動観察

学校と家庭での日常的な言動を観察し、気になることについては相互に連絡を取り、詳細について確認する。

#### 2 アンケート調査の実施

いじめの有無にかかわらず、幼児児童生徒及び保護者に対し定期的にアンケート調査を実施する。また、場合によっては、幼児児童生徒個々に聞き取り調査を実施し、詳細な状況の把握に努める。

### 3 相談体制の整備

いじめが発見された場合、校内において幼児児童生徒や保護者が相談できる体制を作り、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をする。また校外の相談できる他機関についても周知する。

### 4 年間計画

|     | 幼児児童生徒     | 教職員                         |
|-----|------------|-----------------------------|
| 4月  | 相談窓口の周知    | 幼児児童生徒の実態把握<br>いじめ防止基本方針の周知 |
| 5月  | 全校集会       | PTA 総会 学校運営協議会              |
| 6月  |            | 個別面談                        |
| 7月  | 学校生活アンケート  | 学校生活アンケートの対応                |
| 8月  |            |                             |
| 9月  |            | 個別面談                        |
| 10月 | スマイルプロジェクト |                             |
| 11月 | 学校生活アンケート  | 学校生活アンケートの対応                |
| 12月 |            |                             |
| 1月  |            |                             |
| 2月  |            | 個別面談                        |
| 3月  |            |                             |

## 第5章 いじめに対する措置

### 1 早期の事実確認

幼児児童生徒からのいじめの相談があったり、いじめを受けていると思われたりした場合は、早期に聞き取りなどによる情報収集及び事実確認を行い、状況把握をした上で校長に報告する。

### 2 いじめ防止対策委員会での検討

委員会において、いじめの事実について情報を共有し、今後の対応について検討する。特に、幼児児童生徒の今後の学習の保障や、相互の言動の見守り等について、担当の教職員を含めて確認する。その際、「組織」で指導体制を組み、職員それぞれの役割分担を明確にする。

### 3 幼児児童生徒への措置

ただちにいじめを止めさせるとともに、いじめられた幼児児童生徒（以下、「加害幼児児童生徒」）の支援と、いじめを行った幼児児童生徒（以下、「被害幼児児童生徒」）への指導にあたる。

### (1) 被害幼児児童生徒への支援

必要に応じて、加害幼児児童生徒を被害幼児児童生徒が使用する教室以外での場所で学習を行わせる等、被害幼児児童生徒が安心して教育を受けられるように支援する。また、心に深い傷を負うケースが多いため、被害幼児児童生徒にとって、信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。

### (2) 加害幼児児童生徒への指導

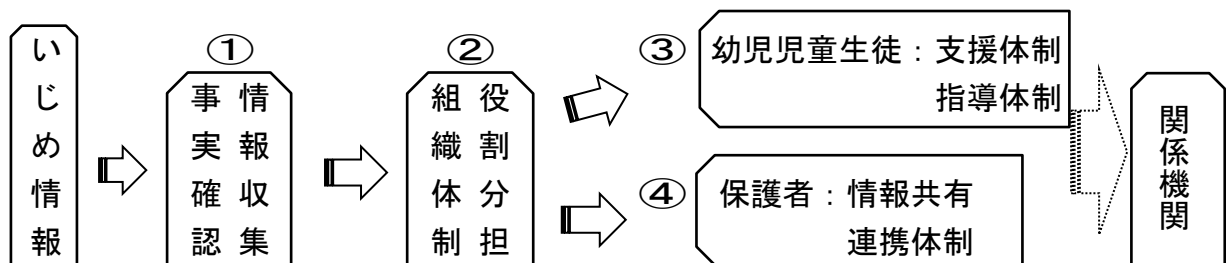
加害幼児児童生徒に対しては、自らの行為の責任を自覚させ、自分の気持ちのほけ口としていじめに向かうことがないように、精神面での指導を行う。加害幼児児童生徒も心の傷を負っていることが多いので、慎重かつ適切な対応を心掛ける。いじめを知っていた幼児児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、自分にできることを考えられるよう指導する。

## 4 保護者との連携

学校側で確認した事項については、担任等その保護者と関わりのある職員が相互の家庭と面談し、保護者に報告し理解を得るとともに、今後の連携について話し合う。その際に、相互の保護者間において平等に正確な情報が共有できるよう配慮する。

## 5 関係機関との連携

いじめの状況や内容に応じて、警察や児童相談所など他の関係諸機関とも連携し、対応する。



## 第6章 重大事態への対応

いじめの重大事態には『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』（令和6年8月 文部科学省改訂）に基づき、対応をする。

### 1 重大事態のおさえ

いじめにより幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるものを言う。（自殺を企図した場合、精神性疾患を発症した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金銭を奪い取られた場合等）

- ・ いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合  
(法第28条第1項第1号)

- ・ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合  
(同第2号)

## 2 重大事態発生時の対応

学校は、重大事態が発生した際は、県知事まで重大事態が発生した旨を報告する。

重大事態発生時の初動対応においては、特に対象幼児児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校において窓口になる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。

学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

## 3 調査組織の設置

調査主体は学校の設置者（教育委員会）が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。

特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。

専門的見地から詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について時に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。

- (1) 対象幼児児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- (2) 対象幼児児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- (3) これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する幼児児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

## 4 対象幼児児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

調査を始める前に対象幼児児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。

事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。関係幼児児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

## 5 重大事態調査の進め方

アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法を説明してから行うことが必要。

『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』第8章第3節の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

## 6 調査結果の説明・公表

調査報告書に基づく対象幼児児童生徒・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った幼児児童生徒・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や幼児児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。

調査報告書に基づいて、県知事等に対して報告を行うことも法で求められている。

調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者（教育委員会）及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象幼児児童生徒・保護者の意向、公表した場合の幼児児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

## 7 重大事態調査の対応における個人情報保護

改正個人情報保護法に基づいた対応が求められる。いじめ防止対策推進法第28条第2項に基づいて、対象幼児児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う場合や調査報告書の公表を行う場合にも適切に対応することが必要である。

## 8 調査結果を踏まえた対応

調査結果を踏まえて中長期的に対象幼児児童生徒の支援や配慮が求められる場合もある。また、いじめを行った幼児児童生徒に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる。

再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者（教育委員会）の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられる。

## 9 県知事等による再調査

学校の設置者（教育委員会）又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- (1) 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重大な事実が判明したと県知事等が判断した場合
- (2) 事前に対象幼児児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされないと判断した場合
- (3) 調査組織の構成について、県知事等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象幼児児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象幼児児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

# 「いじめ重大事態」対応フロー図

※法…いじめ防止対策推進法

